

委員から頂いた修正に関する主な御意見と対応(黄色:論点)

資料7

頁	意見等	修正案等
1	<p>主要論点2 1. 本計画の位置づけ (1)と(2)は、「位置づけ」の枠の外にある内容だと感じます。</p>	<p>建設リサイクル推進計画2020(仮称)(案) 主要論点を参照ください。</p>
1	<p>(1)はじめに リサイクルの「質」の向上はぜひ進めて頂きたい。 なお、目指すべき「質」の具体的な姿を明確に示すことと、関係者に共通の認識を持たせることが不可欠です。</p>	<p>有難うございます。</p>
2	<p>「不法投棄の約8～9割が建設廃棄物となっている」とあるが、最新の平成30年度のデータでは、95%となっている。それ以前は、7～8割ではなかったでしょうか。</p>	<p>環境省公表によれば、直近のデータは以下のとおりとなりますので、「不法投棄件数の約8割が建設廃棄物となっている・・・」と修正させていただきます。 投棄件数 H29:78.5%、H30:80.0% 投棄量 H29:70.6%、H30:95.0%</p>
3	<p>「建設発生土官民マッチング有効利用システム」について、官民の成立件数を提示してはどうか。地域ごとの数値も表記することにより、各地域がより熱心に取り組むことが期待できるのではないか。</p>	<p>取り組むべき施策の中で「システム及び利用事例を広く周知するとともに、地方毎の成立件数等を提示することにより、関係者の意識・モチベーション向上」と、趣旨を明確化致しました。</p>
4	<p>(3)実施主体及び対象 国土交通省直轄工事だけではなく、公共工事の全ての発注主体に対する義務付けを目指すべきです。 特に、国土交通省の許認可や補助金等の対象となる公共工事の場合には、工事発注者が「建設リサイクル推進計画 2020(仮称)(案)」の順守のために取る措置を事前と事後に報告すること求めるべきです。</p>	<p>自治体事業及び民間事業について義務化するのは難しいことから、本計画を参考送付とさせていただきます。</p>
4	<p>(5)フォローアップの強化は、「本計画の位置づけ」の中にあるサブタイトルとして、少し違和感を感じます。</p>	<p>フォローアップの考え方については、計画期間の考え方とも関係することから、「計画期間とフォローアップ」とさせていただきます。</p>
4	<p>(5)フォローアップの強化 中間フォローアップはぜひ実施して頂きたい。関係者間でリサイクルの「質」について認識のずれが生じている場合には、その際に再確認を行って頂きたい。</p>	<p>御趣旨を踏まえ、本計画の周知に努めさせていただきます。</p>

6	<p>2. 中長期的に目指すべき方向性 (1)建設リサイクル全般の主要課題 ①建設副産物の高い再資源化率の維持等、循環型社会形成へのさらなる貢献リサイクルにおける「質」の向上をぜひ進めて頂きたい。 建設廃棄物由来の資源を有効に利用していることを総合的に評価する仕組みとして、リサイクル原料を供給すること以上に、リサイクル製品を利用したことを評価することが重要です。</p>	御趣旨を踏まえ、本計画の周知に努めさせていただきます。
6	①の3段落目「リサイクル後の利用のされ方」の趣旨がわかりにくいです。	以下のとおり修正させていただきます。 (修正前)「リサイクル後のリサイクルされたものの利用方法に」 (修正後)「リサイクルされた材料の利用方法に」
7	災害発生時災害廃棄物とともに、多くの建設廃棄物が排出されることを明確化すべき。また、災害時に、建設廃棄物とその他の廃棄物を区別するのは困難ではないか。	ご趣旨を踏まえ、「災害廃棄物とともに、多くの廃棄物が排出され、建設リサイクル分野全体にも影響」と記載させていただきました。
8	<p>(2)建設リサイクル全般の動向 ①品目別に残存している課題への対応の必要性建設混合廃棄物のさらなく縮減が重要です。 そのためには、解体系廃石膏ボードが混合廃棄物にならないための対策が不可欠です。</p>	御趣旨を踏まえ、本計画の周知に努めさせていただきます。
8 14	<p>主要論点3 廃プラ排出量のうち、建材が62万トンとなっています。仮に、「廃プラスチック(廃塩ビ管除く)」の最終処分率28.1%をかけ算すると、17万トンになります。これは、センサス確定値参考資料1-8図7.品目別最終処分量の「その他」39万トンに含まれる理解で良いでしょうか。</p>	建設リサイクル推進計画2020(仮称)(案) 主要論点を参照ください。
8 14	<p>主要論点3 仮に、品目別最終処分量の「その他」39万トン最終処分量に廃プラスチックが含まれているならば、占める廃プラスチックの割合は廃アスファルト・コンクリート塊(10万トン)より多く、コンクリート塊(25万トン)や建設発生木材と同じレベルです。産業廃棄物全体の最終処分量は1000万トン程度、建設廃棄物は200万トン程度なので、建設系廃プラスチックの最終処分量削減は重要な課題であると思います。 この仮説が正しいならば、P.14では排出量のみ注目するのではなく、もっと掘り下げて課題認識すべきであると思いました。また、計画本体の取組でも廃プラスチックでももう少し記載すべきと思いました。廃プラは民間建築で多いとすれば、対応方針も比較的立てやすいように思います。</p>	建設リサイクル推進計画2020(仮称)(案) 主要論点を参照ください。

10	<p>主要論点4</p> <p>2. 中長期的に目指すべき方向性に、(3) Society 5.0(情報化社会から超スマート社会へ)を記載。</p> <p>(3) Society 5.0(情報化社会から超スマート社会へ)</p> <p>IOT、AI、ロボット等の革新技術を最大限活用することにより経済発展と社会的課題の解決の両立に向けた「あるべき姿」を追求するための連携が必要である。</p> <p>① デジタル手続き法案への対応</p> <p>建設副産物は、建設現場から中間処理・再資源化施設を介し、その多くは再生資源として循環利用されている。今後、契約・物流・適正処理等の情報がデジタル処理され、ビッグデータとして国内外で活用される社会を想定し、副産物物流情報を行政報告、商業利用、統計処理に活用できるよう、企業・省庁間の連携を深める必要がある。</p> <p>② 環境配慮設計および環境配慮契約法への対応</p> <p>建設業の製品は長期耐久材であり、更新・解体時には構造・素材情報が必要となる。また、建築物等は長期間CO2の排出源となる。従って、資材についてはサプライヤーとの合意形成の場、製品については、リサイクル性能や省エネ性能(建築確認申請)をBIM・CIMデータとして保管し、LCD(ライフサイクルデザイン)・スコープ3等での評価が必要である。2030.50年の目標達成のためには、設計段階の環境性能を調達要件とするための指標化が必要である。</p>	建設リサイクル推進計画2020(仮称)(案) 主要論点を参照ください。
10	<p>図2-3 「公共土木」と「民間土木・建築」となっているが、公共建築のデータは含まれていないでしょうか。</p>	公共建築については、民間土木・建築に含まれていますので、注釈を追記させていただきます。
11	<p>建設混合廃棄物の排出量は、1995年に比べると、2018年には約75%の削減が行われています。品目別の最終処分率を見ると、建設混合廃棄物は、36.8%となり、多品目に比べ高い比率となっています。建設混合廃棄物の高い最終処分率の背景には、次の事が考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業所で混合廃棄物が他の品目に移行(75%の削減) ・作業所から最終処分場へ搬出するのではなく、中間処理場を経由し分別の徹底が行われた。 <p>また、建設混合廃棄物の最終処分率については、工事着手前に地中に存在していた「地中障害物※」が増加傾向にあること(特に土木工事で顕著)、工事発生前から、地中に存在する廃棄物等の影響が考えられます。</p> <p>地中障害物・災害廃棄物については、建設工事における「分別・縮減等」の努力とは程遠いと考えられます。また、建設混合廃棄物の再資源化にも影響が大きな項目となります。</p>	事実関係を再度確認しましたが、裏付けるデータがないため、一部趣旨を反映し、修正致しました。

11	<p>(3)個別品目毎の課題 <建設混合廃棄物> 建設混合廃棄物の最終処分量を削減するためには、解体系廃石膏ボードが混合廃棄物にならないための対策が不可欠です。</p>	<p>廃石膏ボードのリサイクルの取組については、安全で良質な再生石膏粉を製造するためのリサイクルシステムを確立することを目的に、環境省と連携して、再生石膏粉の有効利用ガイドラインを策定したところです。(R1.5) 当該ガイドラインについて、更なる普及に努めてまいります。</p>
12	<p>主要論点8 民間建築工事でも建設発生土の指定地処分を拡大させる考えでしょうか。非現実的だと思います。</p>	<p>建設リサイクル推進計画2020(仮称)(案) 主要論点を参照ください。</p>
12	<p>「民間工事」とは「民間土木」のことなのか。「民間建築」も含んでいれば数量が少なく思える(全体の3%程度)、指定処分が半数近く(47.5%)あるとは思えません。(感覚的になりますが、大半が指定処分以外の自由処分ではないでしょうか。)</p>	<p>指定処分率については、土木工事のみを対象として記載しています。</p>
15	<p>「「質」向上の観点から、アスファルトを再利用」、「アスファルトは廃棄されており」について、廃アスコン10万トンは、“アスファルト”と思われるかも知れませんが、大丈夫でしょうか。(具体データがあるでしょうか。)</p>	<p>ご指摘のとおり、誤解される表現であることから、趣旨を明確化し、修正致しました。</p>
16	<p>主要論点5 建設汚泥処理土については、公共工事が率先して再生利用制度を活用するよう、謳うべきです。以前、関係省庁、関係団体等と建設汚泥処理土の活用について継続的に議論しましたが、全く公共工事の実績を作ることができませんでした。</p>	<p>建設リサイクル推進計画2020(仮称)(案) 主要論点を参照ください。</p>

16	<p>主要論点5 <建設汚泥> 建設汚泥を原料とした再生品のほとんどは建設工事以外では利用できない。そのため「再生利用制度」の活用又は「売却」を行うよりも、「購入」又は「再生利用制度」を活用して利用を進める」観点での対策が効果的である。</p>	建設リサイクル推進計画2020(仮称)(案) 主要論点を参照ください。
17	<p>主要論点6 目標値と達成基準の2つの値が示されるのはわかりにくいと思います。</p>	建設リサイクル推進計画2020(仮称)(案) 主要論点を参照ください。
17	<p>主要論点6 表2-1 建設発生木材の2025達成基準について、2018年度で96.2%を達成している中で95%とするのは問題ないでしょうか。(最低でも96%、できれば98%とすべきでは。)</p>	建設リサイクル推進計画2020(仮称)(案) 主要論点を参照ください。
17	<p>(4)目標設定 全ての品目で、「再生資材利用率」を目標の指標として出来るだけ早く導入して頂きたい。そのために、まず特定の品目について指標算出の試行を行って頂きたい。産業廃棄物処理業はその試行に協力したい。</p>	ご指摘のとおり、本文に記載のとおり、再生資材利用率の導入について検討させて頂きたいと思います。
17	<p>主要論点6 「目標値」と「達成基準値」の区別がわかりにくいです。</p>	建設リサイクル推進計画2020(仮称)(案) 主要論点を参照ください。
17	<p>「混合廃棄物の量が減っていくほど、……最終処分場に持って行かざるを得ない混合廃棄物の割合が増加する」とありますが、混合廃棄物を削減すると廃棄物全体に占める再資源化が難しい廃棄物の『割合が増加』とも読み取れます。</p>	混合廃棄物の中に占める中間処理施設での再資源化や縮減が難しい廃棄物の割合が増加することを、明確化させて頂きました。

18	<p>主要論点7</p> <p>3. 取り組むべき施策に、リサイクルの「質」を向上させるため、さらに「調達要件」とすることを検討すべき。</p> <p>(1)建設副産物の高い再資源化等の維持等、循環型社会形成へのさらなる貢献 循環型社会形成のため、引き続き発生抑制及び再資源化のための取組を実施する。また、これまでの計画においては、再資源・循環率等の排出側の指標により建設リサイクルの進捗を管理してきたが、今後は利用側の指標を検討し、リサイクルの「質」を向上させるための取組を実施し、調達要件とするための方策を検討する必要がある。</p>	建設リサイクル推進計画2020(仮称)(案) 主要論点を参照ください。
18	<p>(1)建設副産物の高い再資源化等の維持等、循環型社会形成へのさらなる貢献 1再生資材の利用拡大 新たな指標として、「再生資材利用率」導入して頂きたい。そのために、まず特定の品目について、指標算出の試行を行って頂きたい。産業廃棄物処理業はその試行に協力したいです。 リサイクルの「質」の向上を目指すためには、利用することが重要である。その結果、リサイクル製品の質の高度化や、投資意欲の喚起につながることを期待できる。</p>	ご指摘のとおり、本文に記載のとおり、再生資材利用率の導入について検討させて頂きたいと思います。
16 18	<p>主要論点5</p> <p>「再生資材の品質基準及び保証方法の確立」を最も早急に必要なのは建設汚泥です。建廃協が取組を行っているので、参考にして頂きたい。</p>	建設リサイクル推進計画2020(仮称)(案) 主要論点を参照ください。
19	<p>実態として、「再資源化・縮減率が高い」＝「優良な」という理解で良いでしょうか。すなわち、搬入される混合廃棄物の質が悪くとも大丈夫なのでしょうか。資源化物の質はどうなのでしょう。「優良な再資源化施設への搬出を促進する」とあるが、再資源化・縮減率だけを視野に入れるのではなく、環境省の優良産廃処理認定制度の中で適正処理と再資源化に努力している施設を委託先として選定し、推進していくことが重要ではないでしょうか。</p>	「再資源化・縮減率が高い」ことは、あくまでも一つの指標であることから、その趣旨を明確化し、修正させて頂きました。

19	2再資源化・縮減率の高い優良施設への搬出 再資源化率の高い施設への搬出だけでなく、その施設からの再生資材の調達を推進する必要があります。	排出した事業者が、再生後の資材を調達することを言われていますが、積算上の課題も多いため、現時点では対応は困難と考えます。
19	「廃石膏ボードの再生利用の促進」の書き方を工夫して頂きたい。	「廃石膏ボードの再資源化を促進するため、廃石膏ボードの現場分別を徹底し再生施設の利用促進を図るとともに、廃石膏ボードリサイクルの取り組みについて実施状況等を把握する。」と記載させて頂きました。
20	「官民有効利用マッチングシステムの利用」の中で、「民間企業も含めた受発注者の参画を一層働きかける」とありますが、効果的な働きかけにするためには、同システム利用のメリットを周知する必要があるため、その旨、言及することも考えられます。この点は、「広報の強化」の「建設発生土の有効利用に関する取組」の中で指摘することも考えられます（「意識向上」だけでなく、モチベーションを上げるためのメリット周知）。	システム及び利用事例を広く周知するとともに、地方毎の成立件数等を提示することにより、関係者の意識・モチベーション向上を図ることを明確化させて頂きました。
20	主要論点8 ○建設発生土の不適切な取扱への対応 背景として 首都圏からある地方への残土搬入の例が挙げられていると思いますが、この例は、残土搬入の条例が他の都道府県に比べて緩やかであったため、多量に搬出されたものと認識しています。このような事案の中には、法令違反のものも法令違反でないものも含まれていることから、全てを「不適切な取扱」とまで言ってよいか疑問があります。 指定地処分については、公共工事の場合は指定されるケースが多いが、民間工事のケースでは、経済性の原理で自由処分となる場合が多く、指定地処分は経済合理性の観点からもふさわしくないと考えます。	建設リサイクル推進計画2020(仮称)(案) 主要論点を参照ください。
21	「長寿命化や解体時の分別解体及び再資源化のしやすさを考慮した」資材の開発について、経産省を通じたメーカーへの働きかけを行って頂きたい。	今般の計画については、国交省が主導する施策に係る計画であることから、記載しないこととさせて頂きます。

21	「既存ストック」とは何か、説明を加えるべきではないでしょうか。	例えば、既存官庁施設である場合はそれを指し示すことを明確化する等、修正させて頂きました。
22	通常発生する建設廃棄物を指しているのでしょうか。災害によっても土砂、木材、コンクリートがらなどが発生しますが、これらは含まないのでしょうか。	「災害時に発生する土砂等」と趣旨を明確化させて頂きました。
22	「災害発生時の建設廃棄物」という表現について、リサイクルの促進を行う事には賛成であるが、リサイクル推進計画の目標の対象品目の中に含めることはふさわしくなく、別で集計し取扱うこととしたい。	建設廃棄物という表現は誤解を招くため、「廃棄物」等の一般的な表現に修正させて頂きます。
23	建設発生土の取扱についての関係法令とは何の法令のことでしょうか。	砂防法、宅地造成等規制法等といった法律や、地方公共団体が独自に定める条例を指しています。
23	「建設業の関係者に対して3Rの意識向上のため、建設リサイクルに係る取組について積極的な広報を展開していく」という点については、3Rの意識向上の中に、法令やコンプライアンスの遵守を求める趣旨も取り入れられればと考えます。具体的には、廃棄物処理法等の法令違反によるペナルティや、建設発生土の不適正処理によって生じる事故等のリスクが大きいといった警鐘も必要ではないかと考える次第であります。	「併せて、建設業の関係者に対して、廃棄物処理法等の法令やコンプライアンスの遵守も含め、3Rの意識向上のため、建設リサイクルに係る取組について積極的な広報を展開していく。また、建設発生土の取扱について、関係法令の遵守を求めるとともに、不適正処理の危険性等の周知に努める。」と趣旨を明確化させて頂きます。

23	<p>「(3)建設リサイクル分野における生産性に資する対応等」の柱書において、「建設廃棄物及び建設発生土の取扱について、関係法令の遵守を求めていく。」と掲げられていますが、具体的な取組みの中で言及されていないため、どこかに盛り込むべきではないでしょうか。</p> <p>この趣旨は、法令の不遵守に対する民事責任(損害賠償)及び刑事責任(罰則)の周知による抑止にあると考えるため、例えば、「10広報の強化」の「関係者と連携した取組」の中に「不法投棄や不適正処理抑制のための指導・監督の徹底」とある部分に、不適正処理に対する法的責任を追記してはどうでしょうか。</p> <p>具体的には、「不法投棄や不適正処理抑制のため、関係法令や法令違反に対する法的責任の周知を含む指導・監督の徹底」といった内容はどうでしょうか。</p> <p>以上の点は、20頁「4建設発生土の有効利用及び適正な取扱の促進」の「建設発生土の不適切な取扱への対応」にも関係してくるため、こちらで言及することも考えられます。</p>	<p>「併せて、建設業の関係者に対して、廃棄物処理法等の法令やコンプライアンスの遵守も含め、3Rの意識向上のため、建設リサイクルに係る取組について積極的な広報を展開していく。また、建設発生土の取扱について、関係法令の遵守を求めるとともに、不適正処理の危険性等の周知に努める。」と趣旨を明確化させていただきます。</p>
23	<p>「8建設副産物のモニタリング強化」について、次のように修正。</p> <p>○建設副産物情報交換システムと電子マニフェストの連携(継続、本省) 建設副産物情報交換システムの改善、再生資源利用計画書・実施書及びマニフェスト届出情報の活用により、データ入力者に過度な負担がかからないよう配慮しつつ、毎年の建設副産物物流のモニタリングを実施する。また、発注者の責務として、建設副産物についてシステムへのデータ登録及び情報管理の徹底を行う。</p>	<p>「民間工事における建設副産物情報交換システムの利活用促進のため、システムへのデータインプット機能、システムからのデータアウトプット機能を拡張する。」と追記させていただきます。</p>
23	<p>建設副産物情報交換システムは、実質的に施工会社にとって活用するメリットのないものとなっており、社内管理との二重管理となり、負担増にしかならないと考えます。</p>	<p>建設副産物情報交換システムは、日本全体のリサイクルの状況把握、施策や今般の計画立案のために不可欠と考えています。</p> <p>さらに、国交省直轄工事においては、共通仕様書にも記載して積極的に活用していることから、土木、建築分野においても統一的なシステムの利用にご協力をお願い致します。</p>
23	<p>主要論点9 「建設発生土のトレーサビリティシステム等の活用」においては、利用する際のトレーサビリティのことが書かれていますが、供用中の構造物や道路等にどのような材料が使われたかといったトレーサビリティも同様に重要であると思います。道路はリサイクル材の蓄積が進み、将来、再利用の限界があるのかも知れないと考えています。</p>	<p>建設リサイクル推進計画2020(仮称)(案) 主要論点を参照ください。</p>

24	<p>小口巡回共同回収システムは、何年か前に熱心に取り組まれたものの、全く結実しませんでした。現在は、首都圏では各処理会社による巡回回収が広く行われており、本件を改めて取り上げる必要があるか、疑問です。</p>	<p>御趣旨を踏まえ、実施状況を確認した結果、削除することとさせていただきます。</p>
25	<p>「建設廃棄物のカスケード利用の推進」について、カスケード利用は、調べたところ、木材や熱に使われる用語のため、建設廃棄物という表現を変えるべきではないでしょうか。</p>	<p>対称を建設発生木材と明確にさせていただきました。</p>
26	<p>「各地方において取り組む施策」には、各地方の施策が個別に添付されていますが、国交省の計画に対して、各地方が各々の特徴に応じてどのような施策を掲げているのか比較しやすいように、また、各地方の力点の置き所がわかるように、施策概要を一覧表にまとめるのはどうでしょうか。（それによって、各地方の施策が国交省の計画の実現に向けたものになっているのかも把握しやすくなるのではないのでしょうか。）</p>	<p>他の御趣旨を踏まえ、表4-1各地方における施策の展開として整理させていただきました。</p>
27	<p>主要論点10 古い年度のバーが新しい年度のバーに隠されていて、確認できない箇所があります。例えば、図4-1の、95%辺り、平成24年度はゼロでしょうか。</p>	<p>建設リサイクル推進計画2020(仮称)(案) 主要論点を参照ください。</p>
30	<p>(東北) 「公共土木工事の中で特に排出量が多い市町村発注工事の搬出率が10%と特に低い状況となっている」のは、再資源化施設に関する情報不足ではなく、公共関与の大規模な最終処分場を有しているためではないでしょうか。</p>	<p>要因の一つとして記載していることから、問題ないと考えます。</p>

35	<p>(関東) 再生砕石の一層の利用拡大を図るためには、砕石に触れた水が高pH水となる点、及び土と砕石が混ざった場合に六価クロムが溶出基準超過と見做されるリスクがある点、についての考え方を整理することが必要と考えます。</p>	<p>ご意見を今後具体策に反映する際に、検討したいと思います。</p>
41	<p>(近畿) 近畿地方における建設混合廃棄物の再資源化率が特に低い要因としては、最大手の処理会社が最終処分場を有しているため、リサイクルに積極的に取り組んでいないことが大きいと推察します。よって、「特に民間建築工事への働きかけ」をしたところで、建設混合廃棄物の再資源化率が向上することにはつながらないと思料。</p>	<p>左記の状況は把握しておりますが、民間企業への働きかけも重要と考え、このように記述させて頂きました。</p>
42	<p>(近畿) 再生クラッシュランのストック状況の情報が活用されていないのは、周知が足りないということではないでしょうか。在庫が豊富＝廃棄物の受け入れがしにくい状況であり、受け入れてもらえそうな先を探すために使うことになることはないでしょうか。</p>	<p>御指摘を踏まえ、趣旨を明確化させて頂きました。</p>
48	<p>(四国) 「(イ)直接最終処分の約7割相当の汚泥が排出時に既に固化されていたこと」とありますが、他地域では、固化されていても中間処理施設に委託し、何らかの再利用されているケースが多いです。そうした汚泥を受け取る施設はないでしょうか。</p>	<p>四国地方整備局が把握している範囲では、存在しないと伺っています。</p>
49	<p>(四国) 「民間受入地登録制度」については、他地域では縮小する施策に挙がっています。今からの施策であれば、有効利用マッチング制度の活用の方が適切ではないでしょうか。</p>	<p>官民有効利用を進めつつも、四国地域の個別対応策として、民間受け入れ地登録制度を活用することを想定しています。</p>
全般	<p>・これまでの推進計画に比べて、現状の分析、取り組むべき施策のいずれについても実務的な内容となっており、わかりやすく頭に入りやすいものとなっていると感じる。 ・今回、新たに加えた「各地方において取り組む施策」も、地方によっては詳細な分析・問題点の洗い出しを行っており、大変有意義。地域間の刺激にもなる。また、「縮小・見直しする取り組み」を明示するのも、行政としては画期的であり、他の分野においても見做すべきこととすら思える。</p>	<p>有難うございます。</p>

全般	<p>全体を通して、建設混合廃棄物の再資源化率が低い(最終処分率が高い)ことを問題視する文脈が地方版含め頻出するが、混合廃棄物については、分別が進めば進むほど再資源化率が低くなるのは自然な姿であることを踏まえ、「排出率」(以前は排出量)を目標に追加した経緯がある。にも拘わらず、排出率についてはごくわずかしか言及されておらず、もっぱら再資源化率の低さばかりを取り上げていることは如何なものか(再資源化率は、現場の努力ではなく中間処理施設の努力如何。それも、分別が進むほど厳しいものとなる)。</p>	<p>「また、建設混合廃棄物については、適切に現場分別が進み、中間処理施設に持ち込まれる建設混合廃棄物の量が減っていくほど、混合廃棄物の中に占める中間処理施設での再資源化や縮減が難しい廃棄物の割合が増加し、最終処分場に持って行かざるを得ない建設混合廃棄物の割合が増加するため、再資源化・縮減率及び排出率の両方に達成基準を設定し、建設混合廃棄物のリサイクル状況を把握することは適切ではない。このため、本計画においては、建設混合廃棄物に係る目標指標については、排出率のみとし、再資源化・縮減率については、参考指標として注視することとする。」と記載しており、十分説明させて頂いていると考えています。</p>
全般	<p>今回策定する目標では、建設混合廃棄物の排出率のみを目標値とし、再資源化率を参考値とすることは、極めて妥当と考える。</p> <p>・地域別分析を読むと、地域の広さ、処理施設の件数(工事件数・規模に依存)、処理施設のレベル差(再資源化率)により、一律の目標値を提示することの難しさを感じる。今後は、全国の目標値に加え、それをブレイクダウンした地域別目標値も設定することとしてはどうか。</p>	<p>御趣旨を踏まえ、修正しました。</p>
全般	<p>・地域別の記載の中に「3自治体が～～である」という標記に留まっている地域と、自治体の具体名を挙げている地域に分かれている。自治体の意識を高めるためにも、全て具体名を表記してはどうか。</p>	<p>各地方により事情が異なることから、統一が難しい状況です。申し訳ございません。</p>
全般	<p>・関東地方、中部地方、近畿地方において「建設発生土のトレーサビリティ強化」を実施すべき施策の1番目に掲げている点は、適切と思う。大都市圏での発生土の扱いは、大きな問題となっている。</p>	<p>有難うございます。</p>
全般	<p>・近畿地方、四国地方の総合評価方式において、3R表彰受賞者に加点を行うことを実施／調整しているとのことだが、3Rを促進する上で極めて有効な施策である。国交省主導で全国展開して頂きたい。</p>	<p>今後、全国展開を検討いきたいと考えています。</p>

全般	<p>主要論点3 世界的に問題となっている廃プラスチックについて、「中長期的に目指すべき方向性」において「留意すべき」と記載されているのみ。もう少し各所により深い記述があってしかるべきではないか。</p>	建設リサイクル推進計画2020(仮称)(案) 主要論点を参照ください。
全般	<p>「1. 建設リサイクルを巡る社会情勢」の中で、「不法投棄の約7～9割が建設廃棄物になっていること」と、「建設発生土に関連する不適切処理」が指摘され、現在まで抜本的な解決には至っていない旨問題提起されているところ、これらについては、「3-5. 主要課題に対して必要な施策」として、「ICTの活用等によるモニタリングの効率化や建設副産物に係るトレーサビリティに視する取組を実施する」ことで対応すべきであると言及されており、そのとおりであると思います。</p>	有難うございます。
全般	<p>新築、改修、解体工事の発注者に工事金額の何%(例えば1-2%程度)を環境配慮(リサイクルのためのコスト、リユース・リサイクル品の活用等々)のために見込むことの義務付け。その見返りとして、税金を緩和するなどのインセンティブを与えるような制度の創設や、また、リサイクルやリユースには費用がかかるため、その分を例えばCO2換算してクレジットとして発注者に還元するような仕組みづくりなどを中長期的に検討するべきではないでしょうか。</p>	今後検討していきたいと思います。
全般	<p>例えば、廃プラのリサイクルを促進するための手段として、さまざまな種類のあるプラスチック製品の製品ごとにどのようなリサイクル(マテリアル、ケミカル、サーマル)ができるのかを国が旗を振って、学・民と一緒に調査・研究し、それに基づいた分別の可能性を考えていく仕組みづくりなどの検討などではどうでしょうか。</p>	今後検討していきたいと思います。